

仕様書

1. 業務名

宮古島市農林水産物流通・加工に関する基礎調査業務

2. 委託期間

契約締結の翌日から令和4年3月15日まで

※契約締結日は令和3年7月中旬頃を想定

3. 背景・目的

(1) 本市の特性・産業構造の現状

本市は、四方を海に囲まれ、広い農地を有する県内でも有数の農林水産業の拠点地域であり、マンゴーやトウガンについては、生産量県内トップを誇っている。

現状、本市における農林水産業に関しては、その主な出荷先は、宮古島市外の市場（域外市場）であり、生産者の多くは、優良な生鮮品を多く出荷することで、所得向上に努めている。

多くの農林水産物が地域内で生産される一方で、本市の住民は、その食料のほとんどを地域外からの移入食材に頼って生活している。

現状、農林水産業は、県外出荷時の輸送費に対する補助制度などの政策もあり、外貨獲得の成果をもたらしている一方で、域外市場における価格変動のほか、直近では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、外部環境の影響を受けやすい構造を抱えている。また、平成27（2015）年度以降、本市の入域観光客数は急増したが、農林水産業への波及効果は限定的であったと考えられ、地域経済への波及に課題が指摘されている。一方、好調であった観光業も、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、大きな打撃を受けている。加えて、市民の食に関しては、地域外からの移入に頼っていることにより、近年、顕著となっている自然災害の影響を度々受けているほか、将来想定されている食料危機等のリスクを抱えている。これらを踏まえると、現状の外部依存型経済（観光や農林水産物の島外出荷）と食料の地域外依存という2つ面で構造的脆弱性を抱えている。

(2) 国の政策動向

農林水産省は、令和3年5月に、「みどりの食料システム戦略」を策定した。同戦略においては、我が国の食料・農林水産業が直面する持続可能性の課題として、①生産者の減少・高齢化などに対する新技術の社会実装等を通じた労働時間削減や生産コストの低減、関係人口等を活かした生産力強化、②気候変動による災害や高温等による収量・漁獲量の減少、病害虫への薬剤防除による影響などに対す

る生産環境の改善、③新型コロナウイルスの感染拡大に伴う需要の落ち込みやサプライチェーンの混乱、テレワーク普及による家庭食や「応援消費」などの消費の変容など、生産・消費の変化を国産食材の安定供給やサプライチェーンの効率化に繋げる、という3点に整理している。その上で、取り組みの観点として、「生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、労力軽減・生産性向上、地域資源の最大活用、脱炭素化（温暖化防止）、化学農薬・化学肥料の低減、生物多様性の保全・再生」を掲げている。

（3）本市における方向性

本市における今後の取り組みにおいては、国の示す持続可能な食料・農林水産業の方向性を踏まえつつ、本市の経済システムが持つ構造的脆弱性に向き合い、加工を踏まえた新たな域外市場の開拓と併せて、食料の地産地消による循環型経済への移行や市民の食を意識した環境調和型の生産と消費をつなぐ新たなサプライチェーン（小さな経済システム）の構築などを組み合わせ、経済と社会、環境における利益を最大化する「持続可能な宮古島市モデル」のあり方を検討していく必要がある。

拠点産地に認定された農産物や主力となる水産物など、大量生産されている主要品目における未利用資源の有効活用や新たな販路開拓によって、生産者の所得向上を図ると同時に、小規模農家や自給的農家などにおいて、少量生産されている品目と総菜販売や配食等をつなぐ新たな流通の仕組みづくりによって、食の安全・安心、自然環境や風土と調和した食文化の継承、健康増進、担い手の育成や生きがいきづくりなど、様々な社会的効果を創出する可能性があると考えられる。さらには、地域ならではの食材や食文化が市民生活に根づくことで、観光で訪れる方々に対して、地域の魅力としてPRすることができ、体験等の機会提供など、新たな関係性を構築することで、観光を持続可能な地域産業へと転換していく可能性があると考えられる。

（4）本業務の目的

こうした背景に基づき、本業務は、生産と消費をつなぐ加工・流通部門における新たな取り組みによって、主要な農水産物における生産拡大や経済循環のポテンシャル、その他の社会的効果等を把握するとともに、具体的な方策を検討することを目的とする。

4. 委託業務の内容

本業務は、公募型プロポーザル方式にて、受託事業者を選定する予定であることから、具体的な内容に関しては、事業者の企画提案の内容を踏まえて実施する

ことを想定する。下記に掲げた項目は、基本的な調査・業務内容として想定し、その手法についての提案を評価対象とするが、「3. 背景・目的」を踏まえて、より効果的と考えられる調査や業務に関して、項目自体を追加提案することも可能とし、評価の対象とする。

(1) 生産・加工・消費の実態調査

農水産物に関する生産や加工・流通、販売・消費に関する実態調査を行う。

市民や観光客が消費している食材について、域外調達によってどの程度の規模で経済が流出しているか、概略的に把握する。また、このうち、市内における生産・加工によって、域内調達に転換可能と思われる経済規模についても、概略的に把握する。(サンプリング調査からのシミュレーション等も可能とする)

生産については、規格外等の生産物の活用や供給の調整など、加工や流通等の取り組みにより、生産者の所得向上の可能性と経済規模を概略的に把握する。

また、生産と消費の実態について、概略的な把握を行った上で、今後、詳細を把握する場合に必要な調査手法について、検討・提言を行う。

(2) 全体利益の最大化に関する調査・検討

①域外市場、②地域内における市民消費、③観光消費の3つの市場を想定し、地域経済・社会・環境の全体の利益を最大化することを目的として、それぞれの市場ごとの施策の方向性(最適解)を見極めるため、市の状況のある程度把握した上で、市の生産力や市場のニーズに合わせて生産品目や生産量について、最適化するツールの検討を行う。

(3) 施策の方向性とシナリオの検討に対する助言・支援

(2)の検討結果を踏まえ、全体利益の最大化に必要な施策の方向性とシナリオについて、宮古島市における検討に対する助言・支援を行う。

(4) KPIに係る調査方法に関する検討

(3)によりシナリオの考え方で導き出された仮説(最適解)に基づいて、今後、施策のKPIを設定することを念頭に、経済的効果や社会的効果について、KPIとしてデータを把握するために適した調査方法について検討する。

(5) その他

本業務においては、調査・分析を主な内容としていることから、市担当者との打ち合わせは、一定程度の頻度で行うことを想定するが、委員会形式での議

論等は想定していない。

本業務は、令和4年度事業を含む今後の施策検討の基礎調査となることから、当初予算要求に向けて、9月下旬から10月上旬頃に、宮古島市に対して、調査の中間報告を行う。

業務の成果物については、調査報告書の冊子を5部（A4用紙に印刷し、綴じたものを想定）および電子データでの納品のほか、契約書に定める必要書類（実績報告書および添付書類）を提出するものとする。

5. 知的財産の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である宮古島市に帰属する。

納品物の情報については、調査業務後に様々な形で活用する可能性があるため、第三者の情報を活用する場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記すること。

6. その他留意事項

(1) 委託業務の対象経費は、次のとおりとする。

①人件費

②直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）

③一般管理費（原則として（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とし、合理的・客観的に必要性を示すことができる場合に限り、10%を超えた比率について、協議に応じる。

④消費税

(2) 本業務は、概算契約にて実施する。

(3) 受託者は、業務の遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(4) 本業務の契約にあたっては、企画提案の採択後、契約に向けた協議を行い、本仕様書と企画提案内容を踏まえて、実際の業務内容を確定する。

以上